

令和元年度財政援助団体等監査 措置状況報告書

部局名：区長部局

1 指摘事項

(1)	社会福祉法人目黒区社会福祉事業団（健康福祉計画課）
指 摘 事 項	
<p>契約事務における業者への支払い事務（みどりハイム分）で、誤って他の事業者の口座に支払いをしてしまったため、正しい事業者への支払いが遅れ、誤って支払った事業者へ過誤額返金の手続きを行っていたものがあつた。今後このような会計処理がなされることのないよう必要な改善措置を講じられたい。</p>	
所 属 名	措 置 状 況
健康福祉計画課	<p>みどりハイムの施設管理経費については、事業団本部で処理を行っている。今後は、業者への支払いの際は、入力時に再確認を行うとともに、チェック体制を二重にし、確認することを徹底するよう指導した。</p>

(2)	公益財団法人目黒区国際交流協会（文化・交流課）
指 摘 事 項	
<p>財産の貸付は、公益財団法人目黒区国際交流協会に対する助成に関する条例第3条（財産の貸付け等）により可能であり、同施行規則第10条（財産の貸付け等の手続き）による手続きが必要である。しかし、団体が利用している書架（雑誌掛）については、区の備品シールが貼ってあり、文化・交流課交流推進係の所有する備品となっていて、団体に対する貸付等の手続きを行っていたのか不明な状態であつた。文化・交流課は、貸与物品の点検・確認を行って現況を正確に把握した上で、物品管理台帳の更新を行われたい。</p>	
所 属 名	措 置 状 況
文化・交流課	<p>該当備品については、貸付備品として物品管理台帳を修正した。なお、国際交流協会の備品を調査した結果、該当の備品以外には区の備品の貸付はないことを確認した。</p>

(3) ア	株式会社日比谷花壇（地域振興課）
指 摘 事 項	

基本協定書第27条において、毎年度終了後、事業報告書として管理経費等の収支状況等を区に提出することになっているが、収支報告の支出に計上されている経費について、各勘定科目の明細と一致していないもの、明細に記載されている内容と証ひょうの金額が一致していないものがあった。また、証ひょうが行方不明になっているものや、二つの勘定科目で二重に計上されていたものも見られた。これらは指定管理経費の会計処理を会社全体の会計処理システムで行っており、他の業務の会計との区分がされていなかったため、会計書類調査の際、証ひょう書類等不明、金額の不一致につながったものである。

指定管理者は、会計帳簿類及び証ひょう書類については、随時確認を徹底し、区の求めに応じていつでも提示できるよう適切に管理されたい。また、地域振興課においては、適宜、会計処理の状況を確認し、十分に指導・監督を行われたい。

所 属 名	措 置 状 況
地域振興課	<p>指摘事項については、修正等を指示し、修正後の内容を地域振興課において確認した。今後は、収支報告の内容に誤りが生じないように、記載内容の照合・確認を徹底するよう指導するとともに、証ひょうについては適切な管理を行うよう徹底していく。</p> <p>地域振興課においても、適宜適正な報告が行われるよう、提出書類を確認していく。</p>

(3) イ	株式会社日比谷花壇（地域振興課）
指 摘 事 項	
<p>基本協定書第30条において、目黒区監査委員により経理などの状況についての監査の請求があった場合、これを受けなければならないとあるが、公認会計士と監査事務局職員による現地調査において、「貸金台帳」の提示がなかった。理由は令和元年度「労働環境モニタリング」実施時に提出したためということだった。しかし、「労働環境モニタリング」は従業員の労働環境についての調査であり、経理状況の調査ではない。また、「労働環境モニタリング」の調査結果は9月に報告されており、12月の当監査時には既に終了しているにもかかわらず、提示をしなかったことになる。指定管理者は、会計帳簿類及び証ひょう書類については、区の求めに応じていつでも提示できるよう、適切に管理されたい。また、地域振興課においては、監査への協力について、指定管理者の指導を十分に行われたい。</p>	
所 属 名	措 置 状 況
地域振興課	<p>会計帳簿類及び証ひょう書類について、適切な管理を行うよう指導するとともに、監査への協力について指導した。</p>

(4)	協栄・目黒体育協会グループ（スポーツ振興課）
-----	------------------------

指 摘 事 項	
<p>経理規程が制定されておらず、財産管理を行うべき指針がなかった。内容的には、小口現金の保有上限額を定め、承認及び決裁権限の金額基準を明らかにすることなどが必要である。指定管理者は早急に経理規程を定めるとともに、経理担当者への周知徹底を図られたい。また、スポーツ振興課においては、適宜、会計処理の状況を確認し、適切に指導・監督を行われたい。</p>	
所 属 名	措 置 状 況
スポーツ振興課	<p>指定管理者においては、平成12年発行の自社の「経理事務規則」を本社より取り寄せ、砦管理事務所に備えることにより、会計処理の基本事項を常時確認できるようにした。さらに、独自の処理が必要となる指定管理者経費の精算については、本社より砦管理事務所宛て、令和2年1月31日付け「指定管理者施設経費精算について」の通知を発出することにより、指定管理者内部において、適切な会計処理についての周知徹底が図られた。</p> <p>スポーツ振興課においては、月次及び四半期ごとの報告などのタイミングを捉えながら、会計処理の状況を確認し、必要に応じて適切な指導等に努めていく。</p>

(5)	鷹番住区住民会議（中央地区サービス事務所） 及び中根住区住民会議（西部地区サービス事務所）
指 摘 事 項	
<p>補助金の申請条件には事業計画書の添付が求められている。総会の前に申請することになるため、交付条件に総会で決定後、決定した旨、又は変更した旨を記載した事業計画書を改めて区に提出することになっている。しかし、その提出がなかった。団体は、交付条件の順守に努められたい。中央地区サービス事務所及び西部地区サービス事務所は、交付条件の順守を確認し、適切に指導、監督を行われたい。</p>	
所 属 名	措 置 状 況
中央地区サービス事務所	<p>当該住区住民会議に対して、総会で変更がなかった旨の文書を提出させるとともに、交付条件を順守するよう指導した。また、所内において、補助金の申請・交付に関する提出書類の確認を徹底する。</p>
西部地区サービス事務所	

2 意見・要望事項

(1) 出納体制（金銭等の管理）について

意見・要望事項	
<p>現金、預金通帳、銀行印、金庫の鍵や、ネットバンキングのアカウント・パスワード等の管理においては、一人の職員が取り扱うのではなく、定期的な確認など、内部けん制の観点から、複数人による関与が必要となる。また、預金通帳と銀行印は、別々のところで保管することが求められる。</p> <p>しかし、今回の監査では、こうしたものを担当者が一人で管理する体制等をとっている指定管理者が複数見られた。</p> <p>出納体制の不備は事故を招く直接の要因となりうる。事故が発生した場合には、区が支出した管理経費の適正な執行にも問題が生じている可能性が高い。</p> <p>各所管課においては、このような状況を踏まえ、指定管理者や団体に対して、必要な出納体制の改善を促し、また、そうした事務に対する注意喚起を改めて行われたい。</p> <p style="text-align: center;">（指定管理施設所管課、補助金交付事業所管課）</p>	
所属名	措置状況
障害福祉課 (令和2年4月1日から障害施策推進課に変更)	指定管理者及び当該指定管理者の法人に対して、出納担当者のみならず、会計責任者である施設長も含めた複数による出納体制を直ちに行うよう指導した。今後、出納体制の改善状況の報告を求めるとともに、定期的な注意喚起及び確認を行っていく。
保育課	預金通帳や銀行印などを同じ場所で保管することや、一人の職員が取り扱っている状況は適切ではなく、改善を図る必要がある。 該当団体に対し、出納体制を見直すなど改善を要求していく。
スポーツ振興課	指定管理者の出納体制の不備は事故を招く直接の要因となり、管理経費の適正な執行にも問題が生じている可能性が高いとの認識を踏まえ、現金や預金通帳などの適切な保管方法や管理体制について、あらためて指定管理者と確認するとともに、注意喚起に努めていく。

(2) 賞与引当金及び退職給付引当金について

意見・要望事項
<p>公益法人会計基準や社会福祉法人会計基準の取扱いにおいて、賞与引当金（決算において、次期に支給される賞与で、当期に発生している分の見込額）と退職給付引当金（決算において、将来支給する退職金のうち、当期末までに発生していると認められる分の</p>

見込額)は、該当する費用が生じている場合、それを計上することが原則となっている。

今回の監査において、職員の賞与や退職金を、区の補助金から支出している団体に係る両引当金の計上状況は次のとおりである。

団 体 名	引当金	金額 (相当額)	計上の有無
公益財団法人 目黒区国際交流協会	賞 与	1 5 9 万円余	未計上
	退職給付	1, 2 7 5 万円余	未計上
社会福祉法人 目黒区社会福祉協議会	賞 与	9 3 7 万円余	計上済
	退職給付	1 1, 3 7 3 万円余	計上済
社会福祉法人 目黒区社会福祉事業団	賞 与	1 8, 5 1 8 万円余	計上済
	退職給付	4 3, 9 2 1 万円余	未計上

※ なお、社会福祉事業団の退職給付引当金については、令和元年度決算から計画的に計上していくことが予定されている。

現状では、団体により扱いが異なっている。区としても既に課題認識はあり、退職給付引当金に関しては、平成22年2月17日付目企政第1483号「公益法人等の見直し検討に係る指針の追加提示について」により、適切な共済制度への加入、自主財源等による積立、対応困難な場合の区と団体の協議などの考え方を明らかにしてきた。しかし、その後の状況からは、示された方針に基づく検討が進捗していない団体が見られる。

そこで問題となるのが、地方公会計の関係である。本区では、現在、総務省の「統一的な基準による地方公会計マニュアル」に基づき、各特別会計も含めた「目黒区財務書類」がまとめられている。第三セクター等の関連団体との連結財務書類の作成は、現在作業が進められており、いずれ公表される見込みである。

地方公会計に取り組む趣旨のひとつには、両引当金のようなコスト情報の「見える化」があげられている。しかし、現状のままそれらが未計上の関連団体との決算を連結しても、区の会計において団体の引当金に相当する費用を新たに計上するわけでは当然ないので、そのような債務は見えてこない。いわば簿外債務化してしまう。

こうしたことから、両引当金の計上に係る課題は、改めて対応が必要となってきた。現状で、それらが計上済あるいは今後計画的に計上予定の団体がある一方で、いまだ対策が未定のところも見受けられるので、適切な処理に向けて検討を進められたい。

(経営改革推進課、財政課、補助金交付事業所管課)

所 属 名	措 置 状 況
経営改革推進課	<p>公益法人や社会福祉法人における表記事項の取扱いについては、地方公会計との関係も含め、意見・要望に示されているとおりであると認識しており、未計上の公益財団法人については、所管する部局を通じて適切に処理されるよう求めていく。</p> <p>また、現行行革計画では、外郭団体の自立的・効率的運営に向けた協議の仕組みづくりを検討していることから、こうした取組を通じて、外郭団体の経営状況や事業成果の更なる</p>

	透明性の確保に努めていく。
文化・交流課	<p>国際交流協会については、ボランティア活動支援を中心とした事業展開をしており、現在は自主財源の獲得が難しい状況である。</p> <p>対応方法については、今後団体と協議しながら、検討していく。</p>

(3) 駒場住区住民会議関係

意見・要望事項	
<p>昨年所管課へ提出された、補助金に係る執行状況の内訳を示す活動結果報告書の内容に漏れがあることなどが監査の中でわかり、その一部が差し替えられるところとなった。</p> <p>住区住民会議には、実績報告書や活動報告書を提出する際のチェックの強化を改めて指導されたい。</p> <p>所管課においては、補助金の実績報告の際に提出される書類の内容を十分に精査し、誤りがあれば速やかに修正を求めるなど、適正な業務執行の徹底が求められる。</p> <p style="text-align: right;">(北部地区サービス事務所)</p>	
所属名	措置状況
北部地区サービス事務所	<p>活動結果報告書の内容については、行事ごとに執行額の内訳を記載するよう当該住区住民会議へ指導した。また、北部地区サービス事務所においても、実績報告書等受領の際には確認処理を徹底していく。</p>

(4) 社会福祉法人目黒区社会福祉事業団関係

意見・要望事項	
<p>社会福祉事業団においては、平成30年2月に策定された第三次経営計画により、財源確保の取組を進めて、区からの本部運営補助金(年9,200万円)を令和6年度から廃止することなどが計画されている。</p> <p>平成30年度事業報告によれば、事務局と区で、見直しの協議が進められ、具体策の検討にも着手されているところである。団体において、これほどの規模の補助金削減等を主体的に打ち出した事例は過去になかったと思われ、今後の進捗状況が注目される。</p> <p>区としては、こうした社会福祉事業団の経営努力が実を結ぶように、必要な協議を重ねながら、その支援に努められたい。</p> <p style="text-align: right;">(健康福祉計画課)</p>	
所属名	措置状況

健康福祉計画課	<p>平成27年の社会福祉法改正に基づき、社会福祉事業団においては、社会福祉法人を取り巻く状況の変化に対応し、より質の高いサービスを提供しながら、新規に整備する特別養護老人ホーム等の効率的・効果的な運営を安定させることを目指して、平成30年2月に「第三次経営計画」(平成30年度～40年度)を策定した。</p> <p>同計画においては、本部運営補助金について、令和6年度から廃止し、経営努力により事業収益を上げることで財源を確保していくこととしていたが、当分の間、毎年度ごとに算出することとなった。</p> <p>今後、社会福祉事業団の一層の自立的・効率的な運営に向けて、補助金の在り方などを含め、必要な協議を進めながら、支援に努めていく。</p>
---------	--

(5) 社会福祉法人いたるセンター（目黒本町福祉工房）関係

意見・要望事項	
<p>目黒区立目黒本町福祉工房の管理に関する基本協定書第21条の規定では、指定管理者は翌年度の収支予算を含む事業計画書を提出し、区の確認を得なければならないとされている。さらに、この事業計画書の変更は、区と指定管理者の協議により決定することにもなっており、事業計画書による一定の統制のもとに施設を管理する原則が定められているところである。</p> <p>これは、年間の事業計画とその裏付けとなる収支予算等を事前に提示させ、区が内容の妥当性を確認することにより、指定管理者に施設の適切な管理を確実に行わせるための仕組みと考えられる。</p> <p>ところが、提出された平成30年度収支予算では、売上等が当然生じる福祉の店の予算が収支ともに0円となっていることや、水道光熱水費（事務費支出）の予算が過去実績の約10倍で組まれていることなどの点が見られた。予算編成の不備と、そのチェック不足は明らかである。</p> <p>指定管理者に対し適正な収支予算を組むことを指導するとともに、所管課においては、事業計画書や事業報告書・決算書の十分な点検を徹底されたい。</p> <p style="text-align: right;">(障害福祉課)</p>	
所属名	措置状況
<p>障害福祉課 (令和2年4月1日から障害施策推進課に変更)</p>	<p>収支予算書における収入・支出の計上漏れや予算額と決算額の大きな乖離が生じていることから、適正な収支予算書を作成するよう指導した。基本協定書の規定により、事業計画書による一定の統制のもと施設を管理する原則が定められていることから、指定管理者が提出した事業計画書や事業報告書・決算書については、これまで以上の点検及び指導等の徹底を図っていく。</p>